

議第1344号

横浜国際港都建設計画 生産緑地区の変更

生產緑地地区

⇒生産緑地法に基づき定める地域地区 生産緑地地区の目的

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定める

【都市計画運用指針(令和2年9月)】

生產緑地法(昭和49年制定)

【平成3年改正の経緯】

・大都市地域を中心とした住宅・宅地供給のひっ迫等

- 市街化区域内の農地の積極的活用による住宅 宅地供給の促進
- ・宅地化する農地と保全する農地の明確な区分
- ・区分に応じた適切な都市計画上の措置
- ・農林漁業と調和した良好な都市環境の保全



平成28年5月13日

都市農業振興基本法に基づき、

都市農業の振興に関する施策の総合的かつ

計画的な推進を図るための基本的な計画

「都市農業振興基本計画」閣議決定

都市農地の位置付け

「宅地化すべきもの」から、

「都市にあるべきもの」へと大きく転換し、

計画的に農地を保全する

【生産緑地法第3条】 市街化区域内にある農地等のうち

- ① 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
- ② 500m以上の規模※横浜市は条例により、300mまで引下げ (平成29年12月25日)
- ③ 農林漁業の継続が可能な条件を備えているもの



都市計画に定めることができる

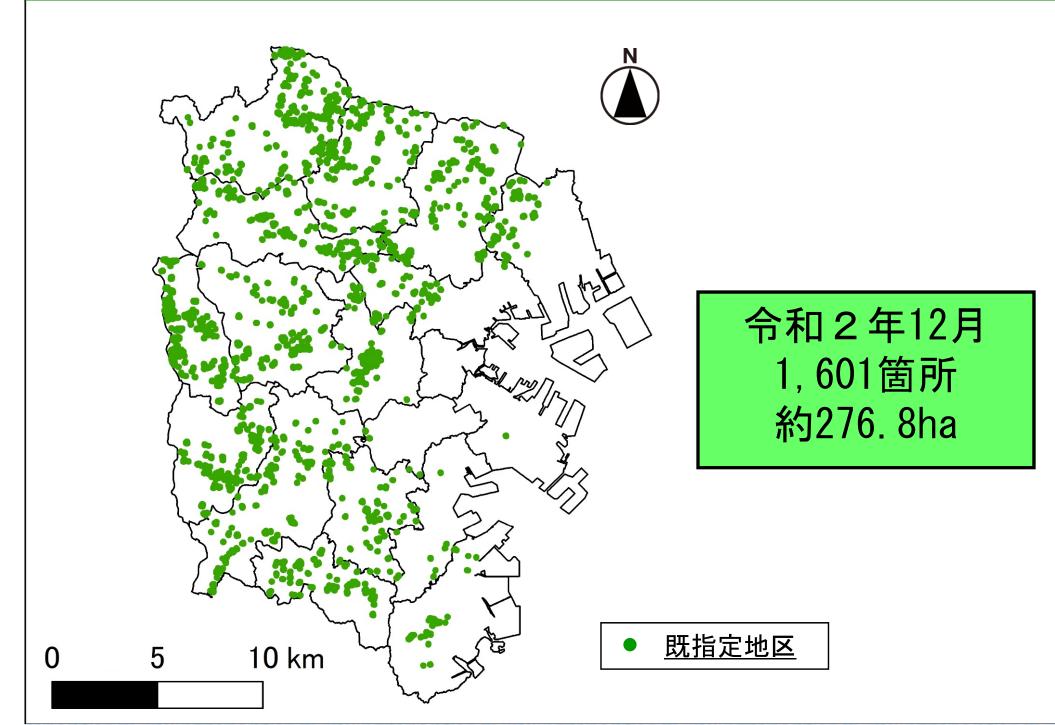
【横浜市生産緑地地区指定要領等】

- ●第7回線引き(区域区分)全市見直しにより市街化区域内 農地等となるもの
- ●市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの
 - 良好な景観形成に寄与し、都市住民の生活にやすらぎや潤いをもたらすもの
- ●既に指定された2箇所以上の生産緑地地区の一体化、既に 指定された生産緑地地区の整形化又は一団の優良農地の 区域の形成が図られるもの

等



いずれかに該当するものを生産緑地地区に指定できる



- 横浜市水と緑の基本計画 (平成28年6月改定) 農地の保全・活用を図る施策を推進
- 〇市街地に残る農地について

魅力的な住環境の創出や地域コミュニティ の形成、災害時の利用などを図ることので きる都市部の貴重なオープンスペース



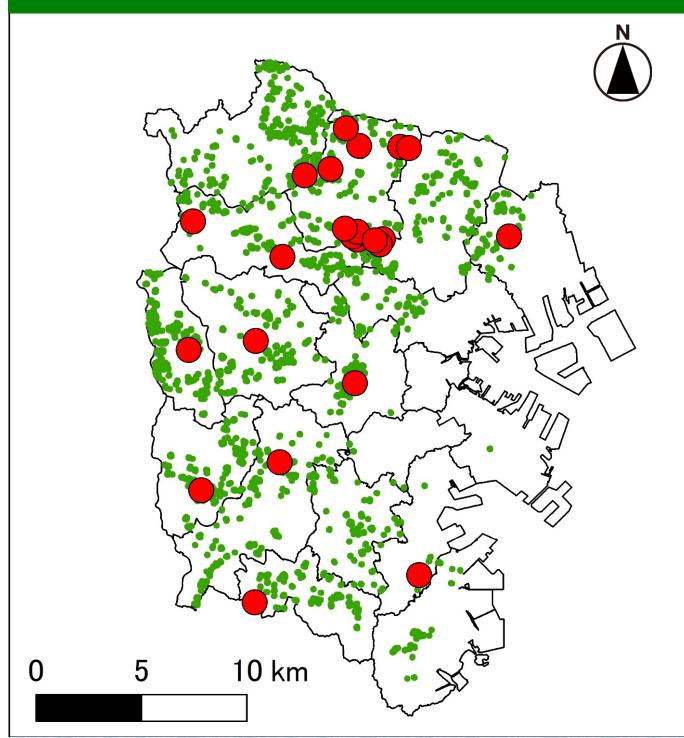
生産緑地地区の指定等

今回の生産緑地地区 の変更内容

「追加·拡大」

「廃止・縮小」

「位置、区域及び面積の変更」



23箇所 約1.6ha

- 既指定地区
- <u>● 追加・拡大</u>

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増減 (約 ha)
1	第7回線引き(区域区分)全市見直し に伴い市街化区域内農地等となるもの	2	0. 24
2	市街化区域内の <mark>緑地機能の補完</mark> の観点 から必要なもの	7	0. 46
3	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	14	0. 90
	合 計	23	1. 60

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増減 (約 ha)
1	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化区域内農地等となるもの	2	0. 24
2	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	7	0. 46
3	既指定の地区の一体化、整形化又は一 団の優良農地の区域の形成が図られる もの	14	0. 90
	合 計	23	1. 60





The State of the State of		指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増減 (約 ha)
Some Description of the Control of t	1	第7回線引き(区域区分)全市見直し に伴い市街化区域内農地等となるもの	2	0. 24
Salate Salate Salate	2	市街化区域内の <mark>緑地機能の補完</mark> の観点 から必要なもの	7	0. 46
Section of the sectio	3	既指定の地区の一体化、整形化又は一 団の優良農地の区域の形成が図られる もの	14	0. 90
		合 計	23	1. 60









追加 (都筑500) 約380m²

良好な景観形成に寄与

令和3年1月撮影

12.5 25 50 m

Transfer of the Sant		指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増減 (約 ha)
om a Social Physics	1	第7回線引き(区域区分)全市見直し に伴い市街化区域内農地等となるもの	2	0. 24
AND STREET	2	市街化区域内の <mark>緑地機能の補完</mark> の観点 から必要なもの	7	0. 46
	3	既指定の地区の一体化、整形化又は一 団の優良農地の区域の形成が図られる もの	14	0. 90
San Samuel		合 計	23	1. 60





既指定地区 (泉86) 約980㎡

> 拡大 約330㎡

変更後 約1,310㎡

令和3年1月撮影

…既存の生産緑地地区

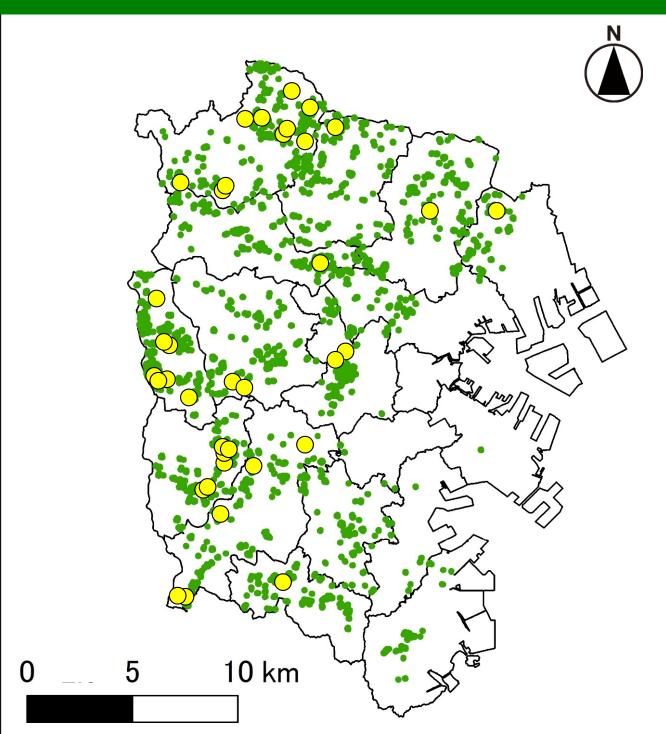
25 50 m



「追加·拡大」

「廃止・縮小」

「位置、区域及び面積の変更」



37箇所 約6. Oha

- 既指定地区
- 廃止・縮小

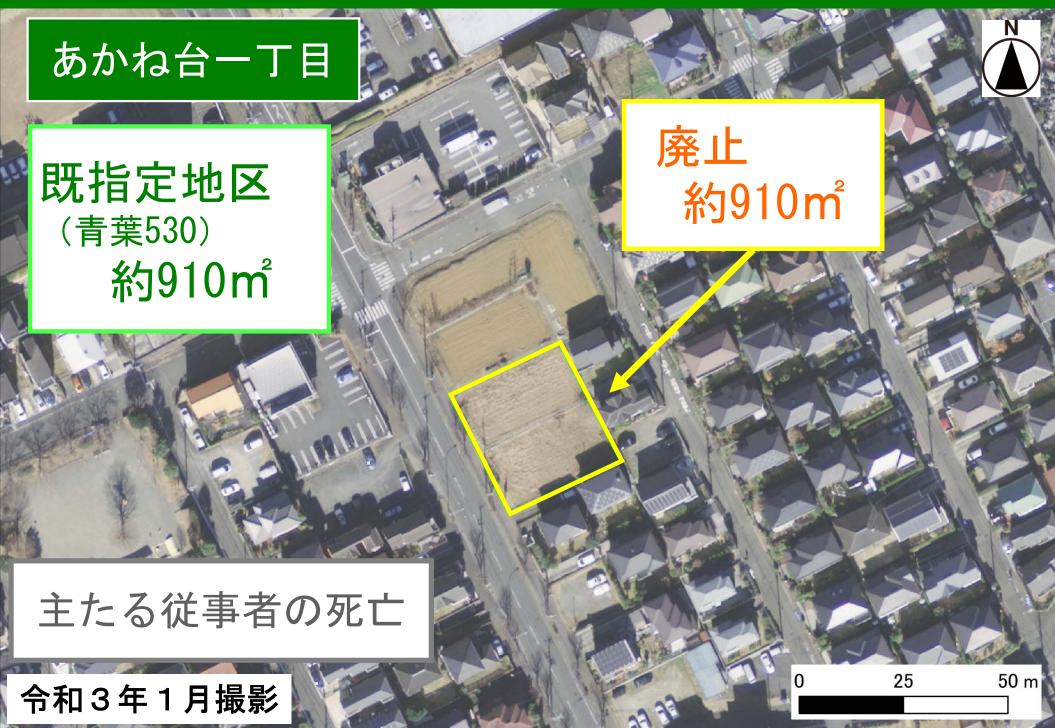
■生産緑地地区の廃止・縮小

()	2)
\	۷)

		廃止・縮小の理由	箇所	面積の増減 (約 ha)
SOMETIMENT IN CAMERICAN INCOME ENTREMY	1	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	35	△6.04
	2	区域の一部、又は全部が公共施設の 用に供されたと認められるもの	2	△0.003 (約30㎡減)
		合 計	37	△6.04

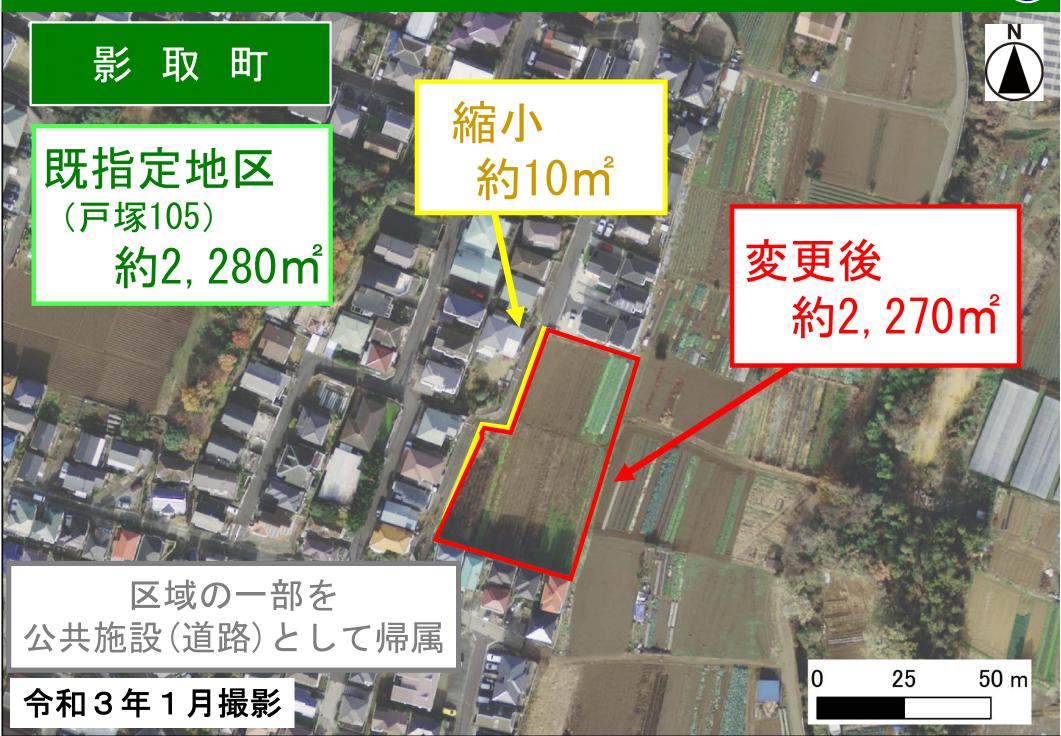
	廃止・縮小の理由	箇所	面積の増減 (約 ha)
1	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	35	△6.04
2	区域の一部、又は全部が公共施設の 用に供されたと認められるもの	2	△0.003 (約30㎡減)
	合 計	37	△6. 04





■生産緑地地区の廃止・縮小

	廃止・縮小の理由	箇所	面積の増減 (約 ha)
1	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	35	△6. 04
2	区域の一部、又は全部が公共施設の 用に供されたと認められるもの	2	△0.003 (約30㎡減)
	合 計	37	△6. 04



「追加·拡大」

「廃止・縮小」

「位置、区域及び面積の変更」

■生産緑地地区の位置、区域及び面積の変更

10	O
\setminus \angle	O

	変更の理由	箇所	面積の増減 (約 ha)
1	国土調査等に伴う、公図及び土地登 記簿の変更により、都市計画図書の 是正が必要となったもの	12	0. 035 (約350㎡増)
2	指定されている従前の土地が土地区 画整理事業における仮換地指定がさ れたため、生産緑地地区の位置・区 域及び面積を変更する必要があるも の	6	△0.008 (約80㎡減)
	合 計	18	0.027 (約270㎡増)

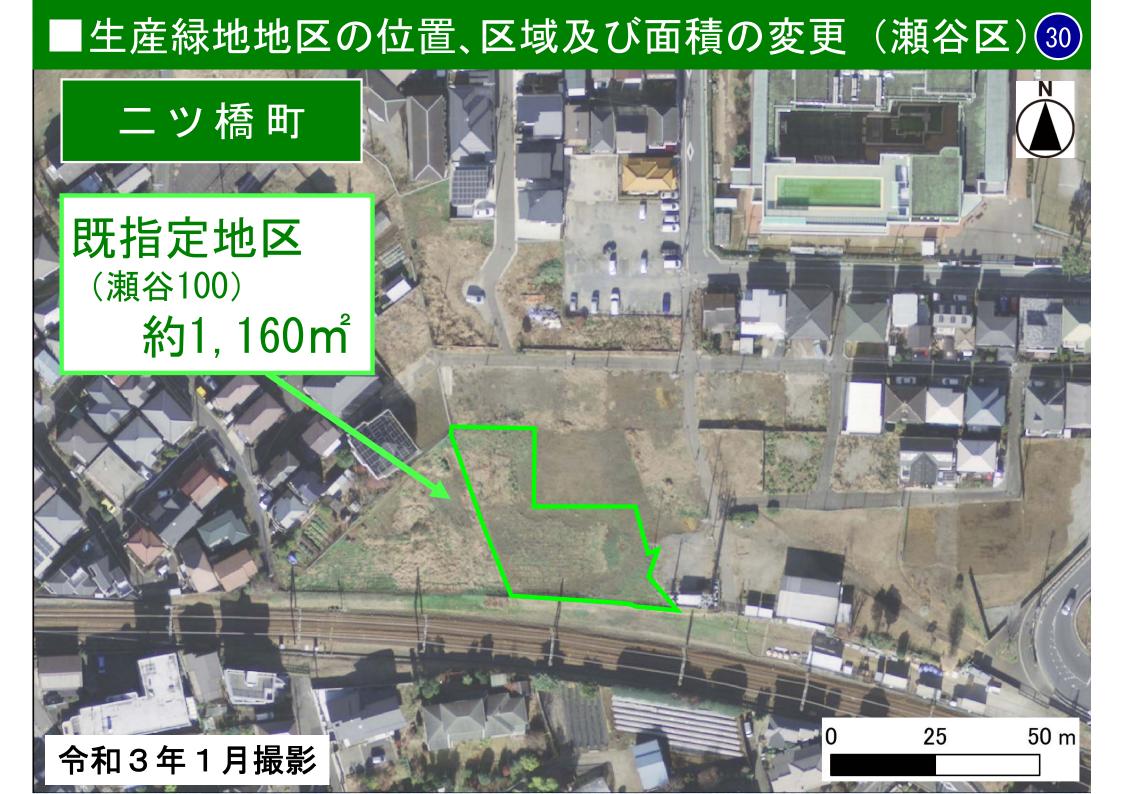
※追加・拡大、廃止・縮小を伴う箇所の面積については、重複するため含めず。

■生産緑地地区の位置、区域及び面積の変更



	変更の理由	箇所	面積の増減 (約 ha)
1	国土調査等に伴う、公図及び土地登 記簿の変更により、都市計画図書の 是正が必要となったもの	12	0. 035 (約350㎡増)
2	指定されている従前の土地が土地区 画整理事業における仮換地指定がさ れたため、生産緑地地区の位置・区 域及び面積を変更する必要があるも の	6	△0.008 (約80㎡減)
	合 計	18	0. 027 (約270㎡増)

※追加・拡大、廃止・縮小を伴う箇所の面積については、重複するため含めず。





縦 覧 期 間

自 令和3年10月5日 至 令和3年10月19日

意見書の提出

なし